

70歳以上の高額療養費についてのお知らせ

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来	外来・入院
		(個人ごと)	(世帯)
①現役並み所得者	現役並みⅢ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当 : 140,100円]	
	現役並みⅡ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当 : 93,000円]	
	現役並みⅠ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当 : 44,400円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円	57,600円 [多数該当 : 44,400円]
③低所得者		8,000円	24,600円
			15,000円

- 医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず加入保険者へ「限度額認定証」の交付を申請してください。
- なお、申請をされない現役並み所得者に関しましては、現役並みⅢでの医療費の計算となります。
- 発行されましたら、保険証と一緒に「入退院窓口」(B館東棟1階)へ、時間外につきましては「救急受付窓口」(A館1階)へご提示をお願いいたします。